

船橋・習志野心不全連携協議会規約

平成30年7月5日制定

(名称及び目的)

第1条 船橋市及び習志野市地域において、心臓病を持つ住民の健康保持・増進のため、心不全地域連携パス・心不全手帳の普及・使用促進を図ることを目的とし、医療、介護関係者はもとより、広く地区医師会及び行政の協力のもと、船橋・習志野心不全連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

心不全地域連携パス・心不全手帳の監修等に関する事業

心不全地域連携パス・心不全手帳の普及・使用促進に関する事業

心不全地域連携パス・心不全手帳に関する勉強会・研修会等に関する事業

その他協議会が定める事業

(協議会員)

第3条 協議会員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

船橋市医師会長

習志野市医師会長

船橋市医師会員

習志野市医師会員

船橋歯科医師会長

習志野市歯科医師会長

船橋薬剤師会長

習志野市薬剤師会長

船橋在宅医療ひまわりネットワーク役員等

習志野あじさいネットワーク役員等

その他会長が必要と認める者

(協議会員の任期)

第4条 協議会員の任期は、2年とし、補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会の会長は、第3条第1号に掲げる者を、副会長は同条第2号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議 (以下「 会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、会員の過半数が出席していなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。

(参考意見等の聴取)

第 7 条 協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第 8 条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の下部組織として、第 2 条に掲げる事業を検討するものとする。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務局は、船橋市健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課に置くものとし、庶務を掌理する。

(補則)

第 1 0 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 3 0 年 7 月 5 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 7 月 1 9 日から施行する。